

令和7年皆野町農業委員会第2回定例総会議事録

1. 開催期日 令和7年2月25日（火）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大瀨英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	欠席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

議案第3号 皆野町地域計画策定に伴う意見聴取について

2件

8. 事務局 三橋博臣、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長

皆さん、こんにちは。今、話がありましたとおり、1月が総会のほうでなかったものですから、今年になって初めての総会ということになりました。また今年もご協力のほどよろしくお願いいたします。

さっき職務代理のほうからも話ありましたが、やっと多少暖かくなってきて、あしたあたりから大分暖かくなるようですが、何としても乾いていますので、何とか少し湿ってほしいなというふうには思うのですが、雪の多いところを見ていると大変だろうなと思いながら、こっちはその逆で大変だというふうな感じを今持っているところです。

体調にも十分気をつけていただいて、温度変化に対応していただいて、それぞれの立場で御活躍をいただければと思います。今日の議事のほうを御協力いただきますように、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第3の議案に入ります。

議案につきましては、会議規則に基づき浅見会長に議長をお務めいただきます。よろしくお願いいたします。

浅見会長

それでは、着座で失礼をいたします。

ただいまの出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年皆野町農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、皆野区域担当、丸山委員の1名でございます。

次に、議事録署名人に、

9番、武内初代委員

10番、四方田克己委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

9番、武内初代委員

10番、四方田克己委員にお願いをいたします。

それでは、早速議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。

事務局

(事務局朗読)

農業委員として、地区担当の１２番、横田和子委員に対象農地の状況について説明を求めます。

12番
横田委員

まず、１ページ目の譲受人の会社なのですが、〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇〇の１００％子会社という
ことで、主に太陽光発電の売電事業を目的とした〇〇だそうです。〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんについては、主要株主は〇〇〇〇〇〇さんとか〇〇
〇、〇〇〇〇〇〇さん等が株主になっているので、〇〇としては上場な
ところなのかなと思います。

では、2ページを開けていただきまして、案内図なのですが、町道の〇〇、多くは〇〇〇〇〇〇〇を起点にしていると分かりがいいのかなと思います。〇〇〇〇〇〇〇の入り口を入れて200メートルぐらいのところ申請地があります。

4 ページなのですが、ちょっと横向きで見ていただきたいのですが、この図面の中で3 段にパネルを設置するようです。一番上の段が4 4 枚、真ん中が4 8 枚、3 番目が3 6 枚、合計1 2 8 枚を設置するようです。パネルのところに青いぽつぽつが3 段目にありますけれども、こちらはパワーコンディショナーで、ここに1 0 台設置するようです。この青いところが多分地上権設定になる部分です。更地なのでいま一つよく分からなかったのですが、一番下のところが地上権設定になります。

こういった形で、今回、太陽光が出てきましたけれども、今後の皆野町では、太陽光の設置についての条例が4月から施行されると思うので、今回はキロ数もかなり大きいので、やむを得ないのかなと思いますが、4月以降はちょっと難しい案件なのかなというふうに思います。

以上なのですが、皆様の見解をよろしくお願いいたします。

浅見会長

事務局、補足をお願いします。

事務局

事務局のほうからちょっと補足させていただきます。

水路が横に、水が、案内図見てもらうと水色であるかと思うのですが、こちらが砂防指定河川になっていますので、そちらのほう届出を先週、県土整備のほうに出しているということで確認を取りました。

もう一点、今、横田委員から話がありました太陽光の関係については、広報等、議会の議会だより等にも載ってきたかと思うのですが、太陽光を規制する条例というのですか、が町でできます。それが4月1日から適用されていくというふうになります。ですので、今回は条例の適用前ということなので、今回、申請が上がってきています。

4月1日以降は、対象となると、基本的に町長の同意とかが必要になったりしますし、基本的にできないような区域というのですか、そういったものの指定がございます。農業系でいいますと農業振興地域ということで、農業を推奨しましょうという区域、大字皆野とかを除いたところはほとんど、皆野、金崎を除けばほぼほぼそういう地域になってくるかなというのが当たっています。そういったところで太陽光という場合は、基本的にはできなくなってくるのかなというところ です。

ですので、細かい条例等は4月1日から適用になるので、この辺の審査については、まずこちら事務局のほうで行う、今までどおり見て判断はしていくことになろうかなと思うのですが、一応4月1日から今度は太陽光の条例ができて、それによって町側の同意であったりとか、あとはもし建てたとしても、その後、撤去する費用の積立てとか、そういったいろいろ制限といいますか、そういったものがかかるということで今進んでおります。これも来月から、4月からなので、また広報等に載せてくるかなというところではございますが、そういった条例が議会を通りましたので、ここで補足させていただきます。

以上です。

浅見会長

今、事務局のほうの補足もありましたが、それも含めていただいて、

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
続いて、番号2について審議します。
事務局に議案の朗読、説明をお願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、農業委員として地区担当の4番、大濱英一委員に対象農地の状況について説明を求めます。
大濱委員。

4番
大濱委員

2月18日午後、事務局の井上さんと現地を確認いたしました。現地は、8ページ、〇〇〇号が真ん中にありまして、この信号、〇〇〇〇〇〇入口のところの信号、横にスタンドがあります。それを若干〇〇方面に上がったところの申請地です。真向かいには、スタンドの内容がもろに見えるところです。そんなところで申請地になっております。
内容的には、農地の中できれいに草を刈ってありまして、すぐに何か事ができるような状況になっております。ほかには状況は、あとは日照権とかそういう問題は、この中では出てきません。申請地、この前に畑が若干あるのですが、南側の向こう側になりますので、問題ないという状況です。ここはスタンドのところですから、相当道が混むところだと思いますが、こんなところに〇〇〇〇〇とかそういうものができるみたいです。
10ページを見ていただければ、店舗が奥になるのかな、事務所と駐車場が設置されるような形になります。上が〇〇〇号です。入れるようになっています。

	そんなような状況で見てまいりまして、私としては大丈夫だと思いますので、審議のほうをよろしく願いいたします。 以上です。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、議案第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、1件を議題といたします。 番号1について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をお願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	補足説明もありましたが、それも踏まえていただいて、今申出のあった土地について農地か非農地かについて判断をします。 議案書と判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、地区担当の6番、四方田順造委員に対象農地の状況について説明を求めます。 四方田委員、よろしくお願いします。
6番 四方田委員	2月17日に、井上さんと現地調査に行つてまいりまして、場所は案内図で見て分かれと言っても無理なのですが、ここは何か目印があるかということ目印もありませんで、〇〇に入って1キロちょっとのところ、〇〇方面、〇〇〇〇線です。県道〇〇〇〇線、その〇〇という入り口があるのですが、それを過ぎて20メートルぐらいの左側、県道に面しています。〇〇〇〇〇〇〇〇というのがありますが、そのす

ぐ隣です。これは先ほど井上さんからもお話がありましたけれども、令和5年1月19日に調査、多分28筆か何かに分かれていて、それを全部調査に行ったというところの2つです。

1つにつきましては、写真を見ていただくと分かりますが、全面にカヤの枯れたようなのが茂っておりますが、樹木、木等はありませんので、これは伐採すればすぐに農地として使えるのではないかなというふうに見てまいりました。

もう一つにつきましては、案内図の次のページを見てもらいたいのですが、先ほどのところからちょっと〇〇寄りに100メートルぐらい手前の県道から右下に〇〇川という川がありますが、川の向こう側の斜面です。斜面のところに、前に〇〇と書いてありましたこの住居のすぐ横に、この写真の裏側、資料ナンバー1―2です。これがありまして、この2つが前回、非農地と認められないということだったのですが、今回、裏の写真の1―2のほうにつきましては、非農地でいいのではないかなというふうに見てきましたので、皆様方のご審議をお願いします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑ございましたらよろしく願いいたします。

横田委員。

12番
横田委員

申請地2筆あるわけなのですけれども、相続財産清算人、いわゆる弁護士さんが入っていて、もう買手もついているということですか、ここは。

事務局

一応裁判所の判決というのですか、幾らで買うよというのは出ています。その方が、今後、買うのに当たってといいますか、現状に即したもので買いたいという話があるので、まだ当該地の所有を移してから非農地というわけにもいかないの、弁護士の方から来ているという形になります。

ただ、それを取得するについても裁判所の判決が出ていても、農地については多分農地法の適用を受けますので、今後、農地を耕作しますよというところの申請については、これが出て、なるべく早く移したいような話はされていたので、来月、再来月とかなるべく早い期間に来るのかなというところですよ。買いたいという人の相談もこっちのほうに来ていまして、こういうことをやりたいのだという話は事前にもう聞いております。今後、それがこの地域でできるかどうかとかというところは、最終的には皆様にお任せするという形になろうかなと

6 番
四方田委員

思っていますが、いろいろ農業をやりたいということで若い方が相談に来ております。

浅見会長

どうでしょう。

1 2 番
横田委員

よく分からない。

浅見会長

これは両方の 2 筆とも同じような形で話が来ているの。

事務局

もう山林化したところもあったと思うのですよ、2 年前に。その筆とか全部一切合切を買うというような判決が出ています。なので、山林化したところもそうですし、この方の自宅等についても合わせて幾らで売るといような判決が出ているわけです。なので、買う候補者といいますか、そういう人も出てきているところです。そこまで若い人たちが集まったと思うのですけれども、農業経験はそんなには感じではなさそうです。

みんな買えば、現況、復元するのが難しいところは、さすがにちょっと無理だろうということで、まずは今の現状に即した形にした上で、今後、それが軌道に乗れば替地とかも考えたいといような話はちょっとされていました。ただ、話を聞いている限り、ここをするまでも力はまだちょっと難しいかなという事務局の肌感としてはあるのですけれども、今回はいずれにしろ買う買手がついて、その買手が買うに当たって、現況に即した形にしたいということで申請が来ているといようなところです。

1 2 番
横田委員

そうすると、片方の〇〇〇〇のほうだけと分けて考える。

事務局

そうです。判断については、先ほど四方田委員からの話があったように、1 つ目のところはちょっと、これを山林ということで認めるのは難しいのではないかということもあるので、1 個目と 2 個目は分けて審議していただきたいと思っています。

1 2 番
横田委員

ただ、先でやりたいとか、買いたいという人がついているのであれば、一緒でもいいのではないか。それではあまり……

事務局

話には出たのです。取得のときに併せて非農地もやるし、取得もす

	るというのも出たのですけれども、取得のほうの書類をそろえたりするのになんと時間がかかっているということで、先にこれが来たような形です。いずれにしろ準備はされているということで、話は聞いています。
浅見会長	いろんな、今ちょこっとですけれども、出ましたけれども、ほかに何かご質問とかございましたら、ご意見とかございましたらお受けしたいと思います。 この後、採決をすることになるのですが、採決についてはそれぞれの土地、1番目と2番目と別々に1つずつ採決をするということになります。 ほかになればよろしいでしょうか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑のほうを以上とさせていただいて、採決に入りたいと思います。 まず、①について採決をいたします。①について非農地と判断することが適当であるとする委員は、挙手をお願いいたします。①のほうです。
6 番 四方田委員	非農地と認められないということだ。
事務局	だから挙手をすれば非農地として認めている、手を挙げなければ非農地としては認めないよということです。
浅見会長	そうです。
6 番 四方田委員	農地か非農地かでいいのではないか。
浅見会長	そうです。だからこれを非農地だというふうに認めますよという人は手を挙げてもらえばいいのだと思います。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	それでは、これについては農地のままでということに、皆さんの判

断はそういう形だというふうに受け取らせていただきたいと思います。

それから、続いて②のほうについても採決ということになります。②について農地と判断することが適当だと、これは非農地だという方については挙手をお願いしたいと思います。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は②のみ非農地と判断することに決定をいたしました。

なお、議案第2号は非農地と判断した土地について、所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。

続いて、議案第3号、皆野町地域計画策定に伴う意見聴取についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

これに関して、関係する方にはそれぞれお集まりをいただいておりますが、なかなか細かいところについてはよく分からない部分も今もあるかと思いますし、やるときもそういう状況だったかと思います。

なお、話がありましたように、全国、日本中が来月というか、今年度中にこの地域計画をつくるのだということで国のほうは進めているようです。ですので、町のほうもそれに従って、来月中には、今年度中にはこの計画をつくらなければならない状況に今なっているかと思います。

なお、これをつくっておかないと補助金受けられないのだよという話、それは後の話で、本来は、これから5年、10年後に農地をどういうふうに使っていけるのか、使っていくのか、そういう計画をつくるというのが本来の目的なのだろうと思いますので、建前上はそういうことで進めるということになるのかと思います。

本音を言うと、これをつくっておかないと、これ以降、国の補助金は出ませんというところもあるわけですが、そんなこともあってこのような、あるいは町全体ではなく、地域として、地区ごとにつくるというのが基本のようですので、そのように進めてきているところではあります。

ただ、例えば下田野のほう、あるいは戦場・土京区、あるいは国神

のほうにしてもそうですが、全体の農地の中の計画をつくっていくのは、色のついているところは一部なのです。でも、これはこれでもう計画としていいのだというような話でしたので、このような形で今進めていく、あるいはそうしないと間に合わないというようなこともありまして、そのように進めていくということになるのだろうというふうに思います。

今、余分な話を私のほうからもしましたが、私の理解が全部正しいとは思っていない部分もあるので、ちょっと自信のないところもあるのですが、問題ないでしょうか。特に今の話、それぞれ聞いていただいた話の中で、何か質問あるいはご意見等、質疑がございましたらお願いをしたいと思います。

これだけ細かいのをここでぱっと全部読んで、理解してのというのはなかなか難しいかもしれませんが、もし何かありましたらお受けしたいと思います。

横田委員。

1 2 番
横田委員

この目標年度というのが、今、令和15年度というふうになっているわけではないですか。20ページのところで、目標年度。これって15年度ということは、10年を一つのスパンとして考えているのですか。

事務局

10年をスパンとして考えるのですが、これもさらに、町にはこれ以外にも町の農業をどうするかという構想といいますか、計画があるので。その方針が、次が令和15年までということになっているので、その計画と添うような形でつくらなければいけないということで、5年後、10年後とは言っているのですが、令和15年度までということになっています。

1 2 番
横田委員

そういうことなのですね。分かりました。ありがとうございます。

1 1 番
小池委員

色の塗ってあるところが農業認定者の人の土地という理解でよろしいですね。

事務局

そうです。今後、補助金なりを、事業を受けるだろうと思われる方が頑張っているところ。

1 1 番
小池委員

この地所というか、その地権者ということでいいわけ。

事務局

そうです。

1 番
齊藤委員

補助金というのをもらうには、やっぱりある程度大きくやっていないと補助金というのは受け取るのは難しくて、例えば家庭菜園だけでも、鳥獣害のあれをつけたいなという、そういうのにも事細かにすれば農地活用が増えてくるのではないかなと思うけれども、どういうものだろう。そういうところには、手は差し伸べては……

事務局

難しいところで、国の補助とすると、やはり……

1 番
齊藤委員

経営としての。

事務局

経営としての部分が多いので、そういった大規模なものがどうしても目立ってしまうのです。齊藤委員の言っているように、そういった防護柵とかというのは町の補助もございまして、それを今、町長も新しくなりまして、いろいろ変わっているところなのです。昔は面積の要件とかもつけていたのですけれども、その辺の面積要件はなくて、本当に自分ちの畑、食べる分の畑を作っている方の防護柵に対しても補助金を出しましょうよというところで、どちらかというところというのは町のほうの補助で担っている部分かなというところもございします。

なので、もしおっしゃるようにそういった小規模の方で困っている方等がいれば、役場のほうにご相談いただければ、町の補助金で対応できるところは対応させていただく部分かなと。やはりちょっと国のほうは、さっき言ったように稼いでという言い方はどうかと思うのですけれども、それで事業をちゃんとしていくという、そこを支援する部分が大きいので、そういった自分ちで食べる分という、やはり対象にはなりづらいのが現状なのだと思うのです。

そういったところについては、今、町としても町の補助のほうで見えておりますし、最近、そういうふうには緩和もされてきているというところもございしますので、そういったところを活用していただければというのが今のところの考えとしてはあります。

1 2 番
横田委員

今の齊藤さんの小規模の個人の家庭でもやっぱり鳥獣害の被害ってすごいので、みんな柵を作ったりなんなりするわけです。個人の補助を出すというのもいいのですけれども、もうちょっと、大変なのですけれども、ここのエリアはもうすっかりそういうふうに鳥獣害の防衛柵みたいなものを作る考えにしていただかないと、今後ですけれども、ではないと、うちはやったけれどもという、ほかにも動物が隣のうちへ行くわけです。

私は理想なのですが、こういう広い範囲をちゃんとやっていただかないと、今後、それぞれがちょこちょこ、ちょこちょこやっていると、やれないうちのほうに行くのではないかと考えると、あんまり結果が難しい……

1 番
齊藤委員

地域全体を。この中に人間もいる。地域全体の柵の中に人間もいる。

1 2 番
横田委員

そうです。人間の住んでいるところに柵を作るような感じになってしまっているよね。

1 番
齊藤委員

おじけづいて、困ってしまうね。

国単位も作って、国が皆野町に目をつけてくれないね。この中から取りこぼし、取りこぼし。

1 2 番
横田委員

あとはジビエのほうを一生懸命何とかしてくれる人がいれば、少しはなのですけれども。

1 番
齊藤委員

農園こうなのだって夢物語、本当に。国から……

1 2 番
横田委員

規模が大きくないと。

1 番
齊藤委員

国の言っていることは違うものね。県のほうへ行ったって言うことが違うのだから。

1 2 番
横田委員

理想です。

1 番
齊藤委員

そうだよ。そんな……

1 0 番
四方田委員

印がついているところは、今の意見に同意でやったら、新規にやりたいといった場合には、この計画があれば、この計画で。

浅見会長

見直しできるのだったら。

事務局

具体的に見直しをしなければいけなくて、今回のところ以外も担い手がもし、もしという言い方はあれですけども、担い手が来ればそれをうちがやりたいねと続いていかなければいけないので、あくまで今いるところをまず作りましょう。今後、新たにそういった人たちが来たら、そこの地域の計画を立てるかどうかなというのは検討してみましようということなので、これで作る、作らないという話でなくて、これはあくまで第一歩目で、今後、これをちゃんと整備していきましようという趣旨ですので、今回はあくまで一歩目という認識でいただければと思います。

浅見会長

今言われたように、定期的にはとしてというのとオーバーなのだけれども、一方見直しはやっていくということです。取りあえずこれを出しておかないと、今年度中に出さないとなぜい。国のほうからの指示だとまずい形になってしまうので、今年度中に出すために、今の状況だけで取りあえず出すということになりましたけれども、皆さんも当然ご存じだと思うのですが、今どんどん農地が減っている状況だし、農家の人もどんどん減っている状況で、それを5年、10年の将来、もっと先も含めてですけども、どうやって減らさないでいけるか、その辺が本当は国としては考えていきたいことなのだろうというふうには思います。

ただ、個人、小さいところで、そこまでのことをなかなか考えられないのですが、ただ本当は5年、10年後に、ここはどういう人が、どういうふうに農地として使いますよという計画を立てていくのが本来の地域計画なのだろうというふうに私は理解をしておりますけれども。

6 番
四方田委員

農業の所得が上がるようにしてもらえればいいです。この間テレビを見ていたら米作っている農家は時給10円だと言っていました。そんな状態だったら今後農業に従事する人がいなくなるのではないかなと思ったのです。

事務局

結局、収入も上がらなければ農家としてやっていく人もいなくなってくるから、どんどん農家の規模が減っていくわけです。そういうことも含めて、将来の計画をつくっていくというのが、この地域計画だというふうには思うので。

そういうちょっといろいろ私の個人的なことも言わせていただいたのですが、その辺を酌んでいただいて、この件について、最終的にはこれでいいですよという感じ、取りあえず承認しておきましょうということにするかどうかを今日、皆さんのほうで判断をしていただくということになります。

何かあればもうちょっとお受けしたいと思います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

では、特に今ないようですので、取りあえず今の形で、それぞれの地区について承認するかどうかを皆さんのほうで挙手をお願いできればと思います。

まず、戦場・土京地区についてお諮りいたします。

本件を承認する委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

次に、国神地区についてお諮りをいたします。

本件を承認する委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件2件を承認することに決定いたしました。

以上で審議いただく議案は全て終了いたしました。大変ありがとうございました。